

平成14年10月10日

各位

会社名 株式会社トーセ  
代表者名 代表取締役社長 齋藤 茂  
(コード番号4728 東証・大証第1部)  
問合せ先 取締役 坂口 次郎  
(TEL 075-342-2525)

### ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成14年10月10日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションを目的として新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成14年11月28日開催予定の当社第23期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役、従業員及び当社連結子会社の従業員の連結業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として、下記の要領に記載のとおり、当社の取締役、従業員及び当社連結子会社の従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

##### 2. 新株予約権発行の要領

###### (1) 新株予約権割当ての対象者

当社の取締役、従業員及び当社連結子会社の従業員のうち、当社の取締役会が認められた者に対し割当てるものとする。

###### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 77,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる

ものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の数

770個(新株予約権1個につき当社普通株式100株。ただし、前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

新株予約権1個につき、金0円(ストックオプションとしての目的に鑑み、無償で発行するものとする。)

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの金額(以下、「払込価額」という。)は、以下の金額のいずれか高い金額とする。

新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)

新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行(商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を含まない。)または、自己株式を処分するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成16年12月1日から平成20年11月30日までとする。

(7) 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時点においても、当社の取締役、従業員及び当社連結子会社の取締役、従業員の地位であることを要するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、平成14年11月28日開催予定の当社第23期定時株主総会およびその後の取締役会決議に基づき、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めに従うものとする。

(8) 新株予約権の消却事由および消却条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および(7)に該当することとなった場合は、その新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。ただし、本件新株予約権はストックオプションを目的として発行されるものであること、ならびに新株予約権の行使時の非課税措置の適用を受け得ることを要することに鑑み、新株予約権割当契約書において、譲渡ができないことを規定するものとする。

(注) 上記の内容については、平成14年11月28日開催予定の当社第23期定時株主総会において本件議案が承認可決されることを条件といたします。

以上